◆国民健康保険の主な届出等

国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、加入者自らが届出をしなければなりません。次のような場合には印鑑と必要な書類等を持参し、必ず 14 日以内に届出をしてください。加入の届出が遅れた場合は、さかのぼって保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられませんのでご注意ください。

なお、3 月号の広報でお知らせいたしましたが、**平成 19 年 4 月 1 日から美波町国民健康保険被保険者証が新しくなっています。**まだ、**交換をお済みでない方は、現在お持ちの保険証と印鑑を持参の上、交換にお越しください。**

このようなとき		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	・転出証明書 ※転入手続きをしてください。
	職場の健康保険をやめたとき	・健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	・国民健康保険被保険者証
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	・外国人登録証明書等
国民健康保険を脱退するとき	他の市町村へ転出するとき	・転出証明書 ※転出手続きをしてください。
	職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険証
	死亡したとき	・国民健康保険被保険者証 ・死亡を証明する書類
	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険被保険者証 ・保護開始決定通知書
	外国籍の方が脱退するとき	・国民健康保険被保険者証 ・外国人登録証明書等
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	・国民健康保険被保険者証 ・年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	・国民健康保険被保険者証
	国民健康保険証を紛失したとき	・本人確認ができるもの（運転免許証など）
	旅行や出張により長期間住所地を離れるため、もう一枚の国民健康保険被保険者証が必要なとき	・国民健康保険被保険者証
	就学のため、子どもが世帯を離れて他の市町村に居住するとき	・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など

【お問い合わせ先】　美波町役場 本庁 税務保険課 ☎77－3615
由岐支所 総務室 ☎78－2211